

観 参 第 5 3 6 号
令和8年10月9日

認定区域整備計画の実施の状況の評価について

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第37条第1項の規定に基づき、令和7年度における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施の状況について、別紙のとおり評価した旨、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和 7 年度における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」 の実施の状況の評価

国 土 交 通 省

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施の状況を以下のとおり評価する。

第 1 目標の達成状況

各 IR 施設等について、認定区域整備計画に沿って、詳細設計を完了し、建設工事に着手するとともに、行政協議及び工事計画調整等を実施するなど目標の達成に向けて進んでいることを確認した。認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じた複数の成果目標の設定と、その達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告及び要因分析等を行うことも引き続き検討されたい。目標達成に向け、引き続き、IR 開業に向けた各種取組や必要な許認可手続等を遺漏なく着実に進めることが重要である。

第 2 認定区域整備計画に基づく取組の状況

区域整備計画認定以降、様々な状況の変化等があったが、引き続き、要求基準を充足していることを確認した。IR 施設の建設工事の着手や中核株主による出資、液状化対策工事の実施など、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価はできる。IR 開業に向けて、認定区域整備計画に基づき着実に取組を進めるとともに、認定時の審査委員会や実施状況評価における指摘等が適切に今後の取組に反映されることを求める。

第 3 IR 整備法第 9 条第 13 項に基づき付された条件に係る取組の状況

（認定条件 1）

カジノ施設や IR 全体の建築物のデザインについて、詳細設計を完了し、建設工事に着手したことを確認した。今後、初期投資額の変更等が生じた場合であっても、認定審査における審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後十分留意すべきである。

（認定条件 2）

推計値について、推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び認定区域整備計画に記載の推計値実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計値の精緻化を図る際には、需要全体だけでなく、ビジネス客などの具体的なターゲット層の需要動向にも十分留意しながら、前提条件を適切に設定することが重要である。また、社会情勢を踏まえた市場環境の予測に変更が生じた場合には適時適切に反映させる必要がある。また、推計の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。

(認定条件3)

カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、財務状況も踏まえつつ、カジノ事業の収益を安定的に非カジノ事業へ投資するとともに、用途の具体的な検討に着手することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。

(認定条件4)

地盤沈下量の計測や液状化対策工事、建設工事に併せた土壌汚染対策工事の実施等の取組を確認した。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要である。

(認定条件5)

対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組の実施や、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認した。

引き続き、各種取組を継続するとともに、適時適切なタイミングにおける期待感の醸成に向けた取組や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。

(認定条件6)

カジノ施設の詳細設計を完了し、建設工事に着手するとともに、ギャンブル等依存症への対策については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や「(仮称)大阪依存症センター」の設置準備、違法オンラインギャンブル等に係る対策の啓発などの取組を確認した。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とIR事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。あわせて、IRでのカジノをきっかけとしたギャンブル等依存症への対策や違法なギャンブル等の排除に向けた取組も国と連携しながら進めることが重要である。

(認定条件7)

「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向を確認した。認定条件1～6に掲げるもののほか、認定審査における審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。

第4 その他

大阪府・市とIR事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組を確認した。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するなど、引き続き適切な取組を継続することが重要である。